

政務レポート

りれししまん

2013年1月15日
鳥取県議会議員
砂場隆浩
鳥取市片原1-107

「Relation」とは1605年、
ストラスブールでヨハン・
カロルスが世界で初めて
創刊した新聞です。直訳
すれば「関係」。つまり、
架け橋という意味があり
ます。

地下水条例案を可決 委員会意見で知事が再提案 持続的利用より保全を前面に

地下水条例を11月定例会最終日の昨年12月18日、全会一致で可決しました。私が副委員長を務める福祉生活病院常任委員の付託案件で、知事には条例案を撤回し、委員会の意見に沿って再提案していただきました。議会の存在感を示す審議ができたと自負しています。

「とつとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例案」が9月定例会に提案され、私の常任委員会に付託されました。環境保全と企業誘致という相反する命題を含む、難しい条例です。各会派に賛同いただき、継続審議で慎重に議論することにしました。

県内外で調査研究 見えてきた問題点

9月定例会が閉会した翌日から1週間、地下水についての国内外の判例や学説、規制状況を、他の日程は入れずに集中して調べました。この勉強があったので、委員会での議論をリッ



熊本大学大学院での調査

ドできたと思っています。

委員会では、県からの委託で地下水の収支や動態を研究した鳥取大学の榎谷教授と、地下水の法的研究の第一人者である宮崎創価大学教授を参考人招致。先進地である熊本県庁、熊本市役所、くまもと地下水財団、熊本大学大学院、大菊

土地改良区で調査したほか、条例を制定している県内4町の担当者、ミネラルウォーターや製紙、水道局などの大口取水者からも聞き取りを実施。議員間で議論を繰り返す中で、あるべき条例が見えてきました。

井戸の水位も観測 研究は知事の責務

まず、条例は持続的な利用ではなく、保全のために制定すべきだと強く思うようになった。鳥取県の場合、地下水の研究は始まったばかりで、知見の収集が何よりも必要です。さらに、節水と涵養の取り組みの重要性も認識しました。



全会一致で地下水条例を可決した県議会本会議

①条例名に「保全」と入れる②「制限地域」でなく「重点保全地域」として取水制限をする③地下水の調査研究を知事の義務として定める④地下水の知見収集のため、取水量に加え、井戸の水位も観測することなどを、委員会として求めることにしました。

議会が議決すれば修正できますが、運用できなければ意味がありません。生活環境部と協議を重ねた結果、県は条例案を撤回し、委員会の意見に沿って修正して再提出していただきました。

新しい条例制定 在り方示す審議

水質、節水、涵養に関する条文を3年後には付加する予定ですが、「良い条例になりましたね」と専門家からも高い評価も頂き、副委員長として制定の中心的役割を果たせたことを誇りに思っていますし、委員会の審議も理想に近い姿だったと自負しています。